

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)

ら控除することとした。

(二) 平成十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について、税率を次のとおりとすることとした。

ア 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人

区分	分	現行		改正後	
		百分の一・五	百分の一・三	百分の五・六	百分の五
特別法人					
イ					

ウ その他の法人

区分	分	現行		改正後	
		百分の五・六	百分の五	百分の七・五	百分の六・六
所得のうち年四百万円以下の金額					
所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得					
所得のうち年八百円を超える金額及び清算所得					
所得のうち年四百万円以下	百分の十一	百分の五・六	百分の五	百分の八・四	百分の七・三
所得のうち年四百万円を超える	百分の九・六	百分の九・六	百分の九・六	百分の九・六	百分の九・六

二 個人の県民税に関する事項

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

公布された条例のあらまし

- ◇ 条例 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)
- 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(交通政策課)
- 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(〃)

目次

- ◇鳥取県税条例の一部を改正する条例
- 一 個人の県民税及び法人の事業税の負担軽減に係る特例に関する事項
 - 個人及び法人の所得課税の在り方についての抜本的な見直しが行われるまでの間、次により個人の県民税及び法人の事業税の特例措置を講ずることとした。(附則第二十九条関係)
 - 平成十一年度以後の年度分の個人の県民税について、住民税の所得割の額の百分の十五に相当する金額(当該金額が四万円を超えるときは、四万円)のうち県民税に係る部分の額を定率による税額控除の額として所得割の額か
- 二 法人事業税に関する事項
 - 一定の協同組合等について、所得のうち年十億円を超える金額に係る法人の

事業税の税率を百分の七・九（現行 百分の九）とすることとした。（附則第十八条の二関係）

四 不動産取得税に関する事項

不動産取得税の課税について宅地建物取引業者等が新築住宅を取得したものとみなされる時期について、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、住宅新築の日から一年（現行六月）を経過する日とする特例措置を講ずることとした。（附則第十八条の七関係）

五 県たばこ税に関する事項

県たばこ税の税率を、平成十一年五月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、当分の間、次のとおりとすることとした。（附則第二十二条関係）

区 分	現 行	改 正 後
旧三級品	千本につき三百二十九円	千本につき八百六十八円
旧三級品以外	千本につき六百九十二円	千本につき四百十三円

六 自動車取得税に関する事項

- 電気自動車等の取得に係る税率の特例措置について、現行税率から控除する率を百分の二・七（現行 百分の二・四）としたうえ、その適用期限を平成十三年三月三十一日まで延長することとした。（附則第二十四条第三項関係）
- ハイブリッド自動車の平成十二年三月三十一日までの取得に係る税率の特例措置について、現行税率から控除する率を、バス、トラックその他の一一定のものにあつては百分の二・七（現行 百分の二・四）と、それ以外のものにあつては百分の二・二（現行 百分の二）とすることとした。（附則第二十四条第四項関係）

3 低燃費自動車の取得について、当該取得が平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、取得価額から三十万円を控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第二十四条第六項及び第七項関係）

4 平成十二年自動車排出ガス規制適合自動車の取得に係る税率は、現行税率から平成十一年四月一日から平成十二年九月三十日までの間に取得されるものにあつては百分の一を、同年十月一日から平成十三年二月二十八日までの間に取得されるものにあつては百分の〇・一を、それぞれ控除した率とする

こととした。（附則第二十四条第九項関係）

七 軽油引取税に関する事項

特約業者が輸入又は製造した軽油を自ら消費する場合について、軽油引取税を課することとした。（第百三十七条関係）

八 その他

所要の規定の整備を行ふこととした。

九 施行期日等

- この条例は、平成十一年四月一日から施行することとした。ただし、五は、同年五月一日から施行することとした。
- 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 当分の間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機に係る着陸料の額を、従来の額の三分の二に引き下げるのこととした。

二 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十四号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「三十万円」を「三十一万円」に改める。

附則第五条の二を削る。

附則第七条第二項を削る。

附則第十八条の二中「第五十条第一項第一号及び第二項」を「附則第二十九条第四項」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に、「百分の九」を「百分の七・九」に改める。

附則第十八条の六の次に次の一条を加える。
(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第十八条の七 住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、住宅・都市整備公団、日本鉄道

建設公団、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で法附則第十条の二第一項の政令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で同項の政令で定めるものは住宅を購入して譲渡する者で同項の政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第六十一条第二項ただし書又は同条第三項本文の規定の適用に

ついては、当該住宅の新築が平成十一年十月一日から平成十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「六月」とあるのは、「二年」とする。

附則第二十一条中「たばこ事業法」を「平成十一年五月一日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法」に改め、「第七十四条」の下に「及び前項」を加え、「三百二十円」を「四百十三円」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

平成十一年五月一日以後に第七十一条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係る県たばこ税の税率は、第七十四条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき八百六十八円とする。

附則第二十四条第三項中「平成八年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」を「平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」に、「百分の二・四」を「百分の二・七」に改め、同条第四項中「平成十年四月一日」を「平成十一年四月一日」に改め、同条第一号中「百分の二・四」を「百分の二・七」に改め、同項第一号中「百分の二」を「百分の二・二」に改め、同条第六項及び第七項を次のように改める。

6 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十条第一号に規定するエネルギー消費効率に係る法附則第三十二条第六項の政令で定める

基準に適合するエネルギーの使用の合理化に関する法律第十八条第一項に規定する自動車で法附則第三十二条第六項の自治省令で定めるものの取得（第四項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第百三十五条の五第一項の規定の適用については、当該取得が平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

7 前項の規定は、第百三十五条の九第一項又は第百三十五条の十の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第三十二条第七項の自治省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第二十四条第八項中「第四項」の下に「又は第六項」を加え、同条に次の一項を加える。

9 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で法附則第三十二条第十項の政令で定めるものの取得（第四項又は第六項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第一百三十五条の六及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成十一年四月一日から平成十二年九月三十日まで 百分の一

二 平成十二年十月一日から平成十三年二月二十八日まで 百分の〇・一

附則第二十八条の次に次の二条を加える。

（個人の県民税及び法人の事業税の負担軽減に係る特例）

第二十九条 法附則第四十条の規定により特例措置が講じられる間の個人の県民税及び法人の事業税については、次項から第四項までに定めるところによる。

2 平成十一年度以後の各年度分の個人の県民税について、県民税に係る定率による税額控除の額を、所得割の納税義務者の第三十三条及び法第三十六条の規定を適用した場合の所得割（第三十八条の二の規定によつて課する所得割を除く。）の額から控除する。

2 この条例による改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）附則第七条第二

3 前項に規定する県民税に係る定率による税額控除の額とは、法附則第四十条第七項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との合計額の百分の十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額（当該金額が四万円を超える場合は、四万円））に同項第一号に掲げる額を同号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げ

（事業税に関する経過措置）

た金額）をいう。

4 平成十一年四月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、第五十条第一項第一号中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・三」と、同項第二号中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同条第二項中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、附則第二十一条の改正規定及び附則第四条の規定は、同年五月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第二条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）附則第七条第二項の規定は、平成十一年一月一日以前に行われた租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の五第三項第一号に規定する譲渡資産の同条第六項に規定する譲渡に係る新条例第三十二条の二第二項の規定の適用については、なおその効力を有する。

第三条 新条例附則第十八条の二及び第二十九条第四項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。）について適用し、施行日前に開始した

事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第四条 新条例附則第二十一条の規定は、平成十一年五月一日以後に行われる新条例第

七十二条第一項の売渡し又は同条第一項の売渡し若しくは消費等（以下「売渡し等」という。）に係る製造たばこに對して課すべき県たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに對して課する県たばこ税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条 新条例附則第二十四条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定は、施

行日以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に對して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧条例附則第二十四条第六項及び第七項に規定する自動車の取得に對して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第六条 新条例第百三十七条第一項第一号の規定は、施行日以後の軽油の消費に對して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費に對して課する軽油引取

税については、なお従前の例による。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十五号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行ふ航空機に係る着陸料については、当分の間、第十六条第二項中「別表第一に定める金額」とあるのは「別表第一に定める金額に三分の二を乗じて得た金額」と、「同表に定める金額」とあるのは「当該三分の二を乗じて得た金額」とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

規 則

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十二号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成十一年三月鳥取県条例第十五号）の施行期日は、平成十一年四月一日とする。

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】